

令和5年度第1回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年4月7日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江—藤—由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

6番 江 藤 由之助

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
八坂	宮 原 宣太郎	北杵築	渡 邊 幸 雄	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	立石・向野	阿 部 竜 一	山浦	岡 山 秀 徳
田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 1 号	農地法第3条の申請について
議案第 2 号	農地法第5条の申請について
議案第 3 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
報告第 1 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用賃借権の解約受理について(合意解約)

議長	それでは、令和5年度第1回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時56分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第1号から議案第4号までの4議案18件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第1号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。なお、 委員が所用のため、途中退席することから、ア、所有権の移転の6番について、先に事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の2ページをご覧ください。 「議案第1号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおりの許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号6番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、田 aです。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	6番について、 農地委員より説明願います。
 委員	3月23日に杵築市 の の周辺に田と畑があり、現地を確認しました。 さんは で高齢、市外在住ということで、私は反対しましたが、 さんのお父さんで、 、ここ何年かは があるということと、絶対に荒らさないだろうということで、 委員も了解のもと、申請となりました。3年は荒らさないでくださいねという条件を提示して、本人さんが買いたいという意思があります。ご検討のほどよろしくお願いします。
議長	6番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	今、 委員が言った通りです。 さんが 歳で、 さんの子供が継ぐという意思のもとで許可を出してもよいと思いました。あとは現状 の田んぼは営農組合に頼んでやっているようですが、それも自分で耕作するという意思を持っているので審議よろしく願いいたします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 市外在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺の農地を所有している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に aありますが、順次整理していくとのことです。

	また、譲受人は■■■■■在住ですが、申請地付近に実家があり、定期的に帰省しているため、管理は問題ないものと考えます。補足ですが、現在申請地付近に■■■■■等ができる施設を建設中です。 さらに高齢ですが、後継者もあり、今後も、継続的に耕作は可能と思われます。耕作予定作物は、大豆、麦や野菜と聞いております。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
	< ■■■■委員 退出 >
議長	次に、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号1番、申請人、譲渡人、■■■■■、■■■■■、■■■■■歳、譲受人、■■■■■、■■■■■、■■■■■歳。申請の土地、大字■■■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■■■、地積■■■■■㎡、ほか■■■■■筆、合計■■■■■筆の■■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、新規のためありません。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、■■■■■農地委員より説明願います。
■■■■■委員	3月22日、■■■■■農業委員と事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は■■■■■区の旧道、■■■■■側の■■■■■区の方の■■■■■へ抜ける市道の■■■■■の手前側の左側に宅地がありましてその裏になります。譲受人の■■■■■さんはすでに家屋を購入済みで、それに隣接する農地で農業をしたいと希望しております。本人は農地を持っておりませんが、是非所有についてご審議をいただきたいということで、よろしくお願いします。
議長	1番について、■■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■■委員	今■■■■■委員が言った通りでありますので、慎重審議をお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 市外に在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地と併せて、隣接する空き家を購入する譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲渡人の所有農地は、これ以外に■■■■■aありますが、順次整理していくとのことです。 また、新規の方ではありますが、営農計画の確認の結果、特に問題はありません。また耕作作物については、野菜、カボスを栽培するとのことです。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。

	以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 番、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、新規のためありません。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、 農地委員より説明願います。
 委員	3月23日事務局職員と 農業委員と私の4名で農地の確認をしました。 線を 方面から行くと、右に曲がって500mくらい行ったところにあります。地図は4ページにあります。もう一つは に があり、地図は5・6ページにあります。 へ行く道路は 線から へ行く道ですが、それから1kmくらい上ったところに 枚 があります。ご審議よろしく願います。
議長	2番について、 農業委員よりご意見があれば願います。
 委員	若い人で将来有望だと思われます。よろしくお願いいたします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 市外に在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地と併せて、隣接する空き家を購入する譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。 また、新規の方ではありますが、営農計画の確認の結果、特に問題はありません。また耕作作物については、野菜、カボスを栽培するとのこと。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、合計 aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	3番について、 農地委員より説明願います。

委員	3月23日、事務局職員と 農業委員と私の4名で農地の確認をしました。 の、 を抜けて山の方に抜けたところにあります。よろしくお願いします。
議長	3番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	ここは、大変きれいにしていました。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 高齢で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の隣接地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲渡人の所有農地は、これ以外に aありますが、順次整理していくとのことです。耕作作物は、水稻です。 また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、ほか 筆、合計 筆の m²です。譲受人の経営面積は、新規のためありません。理由は、市外在住のため、相手方の要望となります。 以上です。
議長	4番について、 農地委員より説明願います。
委員	3月23日に 委員と私と事務局職員2名で現地確認をしました。この4番の案件は、先月の第12回総会第67号で、農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について承認いただいた案件になります。 から 方面へ向かって、 から1.5kmほど行った左側の農地になります。空き家バンクで母屋のほうを購入されて、それに付随した土地と一緒に購入するという提案になっております。よろしくご審議お願いします。
議長	4番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	委員が言われたとおり、宅地を購入し、それに付随した農地ということでございますので、当面管理ができるということです。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 市外に在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地付近の空き家を購入する譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲渡人の所有農地は、これ以外に aありますが、順次整理していくことです。

	また、新規の方ではありますが、営農計画の確認の結果、特に問題はありません。また耕作作物については、大豆、さつまいも等を栽培するとのことです。 また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■aです。理由は、市外在住のため、相手方の要望となります。 以上です。
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	3月23日、譲受人であります■■■■さん本人も立会いまして、現地確認を行いました。場所は■■■■線を■■■■先の信号から左に入って、■■■■を渡り、■■■■の信号を■■■■方面へ右に入ります。その信号から500mいったところで左カーブがあり、右に■■■■地区に入る道があります。そこから1kmほど行って橋を渡り、入ったところ一番奥になります。13ページをご覧ください。申請の土地とその横は■■■■さんの土地でありまして、今回■■■■さんのもの、■■■■に在住で、管理ができないということであわせて■■■■さんをお願いできないかということで今回の申請となっております。よろしくご審議お願いいたします。
議長	5番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■さんについては、隣接する農地を■■■■耕作しておりますので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 市外に在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の隣接地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に■■aありますが、順次整理していくとのことです。耕作予定作物は、水稻です。 また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第1号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第1号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第1号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第2号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 「議案第2号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]歳、転用者、[]区、[]、法人、設立[]年。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請内容、宅地分譲用地2区画として。申請理由、申請地は遊休農地で、今後も耕作の見込みがないことから、宅地分譲用地として整備して土地の有効利用を図りたい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	位置図は5条-1と2ページをご覧ください。[]道路を[]やや向かいを、[]の方に向かいまして、[]のバス停・[]の前を右折して、広い道路に面したところです。近郊は大変宅地化が進んでおりまして、左側はほとんど家が詰まっていますが、右側のあいたところに当該地があります。この土地を有効利用して宅地化していきたいという声がありまして、今回の申請となっておりますのでよろしくご審議お願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員が言った通りです。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは令和[]年に父からの相続により申請地を取得しましたが、父の代から永らく休耕状態となっており管理に困っていました。今回、申請地を宅地分譲用地2区画分として造成して、土地の有効利用を図ることでお話がまとまったため申請となりました。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種住居地域）に定められていることから第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。

	申請地の北側は田、東側は田及び宅地、南側は田、西側は市道にそれぞれ接しており、転用に際し、隣接する農地■筆のうち■筆の隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。そのほか3筆の隣地土地所有者については継続協議中とのことです。周辺は宅地化が進んでおり、周辺農地の日照・通風に影響はないため問題ないものと考えられます。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■㎡を宅地分譲用地2区画分として造成する計画です。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水についてはU字溝を設置して西側の市道側溝へ、宅内排水については西側の公共下水道へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、一部を自己資金で支払い済みであり残りの費用を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資予定証明書が添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、土地所有者、■区、■、■歳、転用者、■区、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、家族■人でアパート暮らしであるが、将来を見据えて義母が所有する実家近隣の申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	2番について、■農地委員より説明願います。
■委員	位置図は3と4をご覧くださいと思います。■から下った左側にあります。申請人は■が近所に住んでおりまして、そこを譲り受けまして住宅を建てたいと、申請がありました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	2番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	只今、■委員が言った通りです。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の■さんの職業は会社員で、現在は杵築市内のアパートに家族■人で暮らしています。転用の目的は、義母が所有する実家近隣の申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、実家に近く交通の便も良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。

	次に、一般基準です。 申請地の北側は田、東側は田、南側は市道、西側は田にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 新築計画につきましては、申請地■筆■㎡に、建築面積■㎡、約■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに東側の既存側溝を経由して北側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されており資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、土地所有者、■区、■、■歳、転用者、■区、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡。申請内容、駐車場用地として。申請理由、申請地近隣で建設業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	3番について、■農地委員より説明願います。
■委員	3月23日、■委員と事務局職員2名と私の4名と申請者本人とで、現地確認を行いました。位置図5ページをご覧ください。■と■線の間になります。6ページを見るとわかりますが、縦に長いのが■で、右側の駐車場は■の駐車場です。その間の■が■さんの自宅兼事務所です。自宅と■の駐車場の間の土地が該当の土地になります。所有者は高齢であり、現状は木が生えていました。■さんのところが駐車場がないということで、今回の申請になりました。よろしくご審議お願いします。
議長	3番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	■委員が申したとおりです。よろしくご審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の■さんは申請地近隣で■を営んでいます。現在、会社で利用している駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公共施設が連たんするなど、宅地化が一定程度進んでいる土地に該当することから第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。

	次に、一般基準です。 申請地の北側は水路及び里道を挟んで雑種地、東側は宅地、南側は宅地及び畑、西側は里道にそれぞれ接しており、コンクリート等は使用せず、整地及び転圧後にトラロープを設置して自然な形で駐車場として利用する計画です。土地の大きな形質変更もなく周辺農地への日照・通風に影響はないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■㎡に、駐車場■台分を設置して利用する計画です。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、北側の水路へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 番号4番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■、■■歳、転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■筆の■■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、市外でアパート暮らしであるが、将来を見据えて父が所有する実家近隣の申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	4番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	3月22日に■■■委員、事務局職員2名、私と申請者の■■■■さんとで現地調査を行いました。場所は位置図7ページをご覧ください。■■■■に近いところになります。■■■さんは■■■■に住んでおられますが、将来を見据えて父が所有する実家の隣に住宅を建設したい。実家が隣にありますが、改装するより建てた方がいいということです。そこは農地として使っている様子ではなくて更地になっていました。慎重審議よろしく願います。
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
■■■委員	■■■委員が言った通りです。娘さんが父親から借りて、家を建てたいということです。別に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の■■■■さんの職業は■■■■で、現在は■■■■のアパートで暮らしています。転用の目的は、父である■■■■さんが所有する申請地に住宅を建築し居住することです。父である■■■さんと娘である■■■■さんとの間に無償での土地使用貸借契約を結び一般住宅を建築する計画です。 まず、立地基準です。

	申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、実家に近く交通の便も良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。 次に、一般基準です。 申請地の北側は畑、東側は宅地、南側は畑、西側は畑にそれぞれ接しており、周辺は自己所有地であり耕作者もいないため営農上の問題はありません。 新築計画につきましては、申請地■筆■㎡に、1階床面積■㎡、約■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。 排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに東側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された審査結果通知が添付されており資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第2号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第2号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第2号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第3号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号2番から4番と、「議案第4号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、■委員には退出していただきたいと思います。
	< ■委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 「議案第3号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定です。

	番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号4番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 補足になりますが、公社からの貸付先につきましては、8ページの促進計画（案）に記載しております。番号2番から4番の土地の貸付先は、[]となっております。詳細は、次の議案第4号での審議事項となりますので、説明は省略をします。 以上です。
議長	只今、「議案第3号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の2番から4番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第3号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の2番から4番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第3号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の2番から4番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第4号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の「借受人 []」分を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。 「議案第4号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求めます。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社。借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆[]㎡です。詳細は、9ページの貸付調書をご覧ください。農事組合法人小狭間の借受地は、先ほどの集積計画の番号2番から4番の土地となります。利用権の種類は、使用貸借権で、耕作作物は水稻となります。 以上です。
議長	只今、「議案第4号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の「借受人 []」分について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。

議長	お諮りいたします。「議案第4号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の「借受人 []」分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第4号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の「借受人 []」分については、「意見なし」として報告します。それでは、「議事参与の制限」が解かれた [] 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< [] 委員 入室 >
議長	次に、「議案第3号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の1番及び5番から7番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号です。5ページの1番からです。 ア、利用権の設定です。 番号1番、申請人、貸人、[]、[]、借人、[]区、[]、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、合計 [] 筆の [] m²です。設定期間は [] 年新規で、借人の経営面積は、田 [] a、畑 [] a、計 [] aです。 番号5番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、合計 [] 筆の [] m²です。設定期間は [] 年新規です。 番号6番、申請人、貸人、[]、[]、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。設定期間は [] 年新規です。 番号7番、申請人、貸人、[]、[]、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。設定期間は [] 年新規です。 議案書5ページから6ページまでの大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計 [] 筆 [] m²となります。 また農用地利用集積計画(案)の総数につきましては、貸し手農家数 [] 戸、借り手農家数 [] 戸。利用権の設定面積 [] m²となります。 なお、補足になりますが、番号1番の土地につきましては、相対での利用権設定となります。貸人と、借人との間で、新規に利用権の設定をするとのことで話がまとまったとのことです。耕作予定作物は、水稻とのことです。 続いて、番号5番から番号7番は、中間管理機構である公社への貸付けとなります。 公社からの貸付先につきましては、8ページの促進計画(案)に記載しております。番号5番の土地は、地元の農家である [] さん、続いて、番号6番と7番の土地は、同じく地元の農家である [] さんとなります。詳細は、次の議案第4号での審議事項となりますので、説明は省略をします。 以上です。
議長	只今、「議案第3号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の1番及び5番から7番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第3号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番及び5番から7番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第3号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番及び5番から7番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第4号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の「借受人 ■■■■■」分、「借受人 ■■■■■」分を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。 「議案第4号」です。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社。借受人、■■■■■区、■■■■■。 対象農地は、■■■■■、■筆、■■■■■㎡です。 続いて、借受人、■■■■■区、■■■■■。対象農地は、■■■■■、■筆、■■■■■㎡です。 詳細は、10ページの貸付調書をご覧ください。 ■■■■■さんの借受地は、先ほどの集積計画の番号5番の土地となります。利用権の種類は、使用貸借権で、耕作作物は水稻となります。 続いて11ページです。■■■■■さんの借受地は、先ほどの集積計画の番号6番と7番の土地となります。利用権の種類は、使用貸借権で、耕作作物は水稻となります。 以上です。
議長	只今、「議案第4号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の「借受人 ■■■■■」分、「借受人 ■■■■■」分について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第4号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の「借受人 ■■■■■」分、「借受人 ■■■■■」分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第4号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の「借受人 ■■■■■」分、「借受人 ■■■■■」分については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第1号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書12ページをご覧ください。 「報告第1号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。 番号1番、申請人、貸人、■■■■■、■■■■■、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興

